

○国土交通省告示第五百六十三号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）附則第九条の二第一号口の規定に基づき、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める地震に対する安全性その他の品質又は性能に係る基準を次のように定めたので告示する。

平成三十年三月三十一日

国土交通大臣 石井 啓一

地方税法施行令附則第九条の二第一号口に規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める地震に対する安全性その他の品質又は性能に係る基準は、特定既存住宅情報提供事業者団体登録規程（平成二十九年国土交通省告示第千十三号）第二条各号に掲げる基準とする。

附 則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。